

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和 6 年 3 月 8 日（金）

（案件名）

- ・ 事故繰越となる事業等に係る資金区分の変更について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

清水地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五 前条第一項の規定による協議をせず、若しくは同条第六項の規定による届出をせず、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年法律第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

- 法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和５年度地方債同意等額（変更協議分）について

以下のとおり、地方財政法第５条の３第１項並びに第５条の４第１項又は地方財政法施行令第２条第３項、第２１条第３項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

１．今回の変更協議等額について

（１）変更協議等額

44,857.1 百万円

（２）今回変更協議等を行う主な事業債

公共事業等債：7,413.8 百万円

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債：19,176.1 百万円

災害復旧事業債：8,591.1 百万円

２．主な変更協議等の理由について

令和４年度同意等債及び令和４年度補正予算の本省繰越事業に係る令和５年度同意等債の財政融資資金の借入期限は、令和５年度末までとなっており、事故繰越により令和６年度に発行を予定している団体については、資金区分を財政融資資金から民間等資金に変更する必要があるため。

３．今後のスケジュール

３月１３日（水）に同意等予定

○地方債同意等額について（令和５年度 変更協議分）

1. 通常収支分 (単位：百万円)

	同意等額		
	合計	都道府県・指定都市等	市区町村
一般会計債	43,353.4	33,703.4	9,650.0
公共事業等	7,413.8	6,539.5	874.3
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	19,176.1	18,196.9	979.2
災害復旧事業	8,591.1	7,317.7	1,273.4
学校教育施設等整備事業	4,239.7	156.9	4,082.8
一般廃棄物処理事業	16.0		16.0
一般補助施設等整備事業	1,907.0	1,226.5	680.5
防災対策事業	250.4	250.4	
緊急自然災害防止対策事業	15.5	15.5	
辺地対策事業	213.8		213.8
過疎対策事業	1,530.0		1,530.0
公営企業債	1,503.7	1,249.2	254.5
下水道事業	1,503.7	1,249.2	254.5
総合計	44,857.1	34,952.6	9,904.5

2. 東日本大震災分 (単位：百万円)

	同意等額		
	合計	都道府県・指定都市等	市区町村
	-	-	-

(参考) 通常収支分 + 東日本大震災分 (単位：百万円)

	同意等額		
	合計	都道府県・指定都市等	市区町村
総合計	44,857.1	34,952.6	9,904.5

<関係法令（抜粋）>

○財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和 48 年 3 月 31 日法律第 7 号）

（長期運用予定額の繰越し）

第 3 条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る**財政融資資金のうちに当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。**

○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和 49 年大蔵省令第 42 号）

（地方長期資金等の貸付期日）

第 27 条 地方長期資金等の貸付けを受けることのできる期日(以下「貸付期日」という。)は、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の五月末日(当該五月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該五月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。)までとする。

（地方長期資金等貸付期日の延長承認）

第 28 条 地方公共団体は、前条に規定する貸付期日までに地方長期資金等の貸付けを受けることができない場合においてやむを得ない理由により期日延長の承認を得ようとする場合には、財務大臣が別に定める書式による財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書を資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の四月末日までに財務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2 財務大臣は、前項の規定により提出を受けた財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書に基づいて、新たな貸付期日を決定した場合には財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認通知書により、適当でないと認めた場合にはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、**新たな貸付期日を決定する場合には、資金貸付予定額の決定の対象となつた年度の翌年度の三月末日を超えることはできない。**

（地方長期資金等の繰越し）

第 28 条の 2 財務大臣は、**地方長期資金等の運用の状況その他の事情を勘案して、翌年度において運用する地方長期資金等の金額を決定**することができる。

2 財務大臣は、前項の決定をした場合、翌年度において、第十六条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、第十七条の規定により資金貸付予定額を決定したときは財政融資資金貸付予定額通知書により、資金貸付予定額を決定しないこととしたときはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、**前項の決定に係る地方長期資金等について、貸付期日は、第二十七条の規定にかかわらず、翌年度の三月末日**(当該三月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該三月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。)**までとし、第二十八条の規定は適用しない。**